

帝都復興事業の事業費とその財源

伊東 孝祐¹・大沢 昌玄²・伊東 孝³

¹ 正会員 都市・土木史研究所（〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-22-5-112）

E-mail: geddylec@west.cts.ne.jp

² 正会員 日本大学准教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8）

E-mail: moosawa@civil.est.nihon-u.ac.jp

³ 正会員 日本大学上席研究員 理工学研究所（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）

E-mail: bridge3890@yahoo.co.jp

本研究は、昭和13年度まで予算の割り付けが行なわれていた帝都復興事業の事業費および財源の全体像を明らかにすることを目的としたものである。『帝都復興事業誌』『内務省統計』『国債統計年報』『東京市統計年表』『横浜市統計書』等を整理・分析した結果、1) 国、東京府、東京市、神奈川県、横浜市の事業費の予算総額が11億9,413万252円、昭和11年度までの支出総額が11億4,011万8,036円であったこと、2) 主たる財源は国が公債、地方は国庫補助金および公債であり、公債債の大半は外国債であったこと、3) 東京市においては償還財源確保のために新税の導入および増税が行なわれ、横浜は東京開港と引き換えに国により利子・為替差益分の補給を受けていたことが明らかとなった。

Key Words: 関東大震災、帝都復興事業、事業費、財源

1. はじめに

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災からの復興のための予算は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（2011年7月29日東日本大震災復興対策本部）によると10年間で少なくとも23兆円程度という巨額なものであった。その財源を確保するために2011（平成23）年11月30日、所得税および法人税の臨時増税を盛り込んだ「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立し、同年12月2日に公布・施行（法律第117号）された。東日本大震災発生当時、災害復興の比較対象として話題にあがっていたのが関東大震災であるが、関東大震災からの復興にあたっての事業費規模とその財源はどうだったのであろうか。

国については『帝都復興事業誌』に昭和5年度末時点での予算および決算がまとめられている¹⁾。東京市や横浜市等については『帝都復興区画整理誌』『東京震災録後輯』『横浜復興誌』『帝都復興史』にみられ、昭和5年度もしくは昭和7年度末時点の予算および支出額、予算時の財源の記載がある^{2)~5)}。『1923 関東大震災報告書』には昭和5年度末までの、中央政府が行なった復旧事業（罹災官衙、電信電話、鉄道等）の支出総額、復興事業の支出額の記載が見られる⁶⁾。

以上、予算、支出額、財源は基本的に昭和5年度末までをまとめたものであり、予算枠のあった昭和13年度までを集計したものではない。また、これまでの帝都復興事業に関する研究は、復興計画自体⁷⁾や個別事業の計画論や技術論^{8)~12)}、特定の技術者¹³⁾、執行体制¹⁴⁾に関するものがほとんどで、事業費や財源を包括的に捉えたものは見られない。過去の災害復興の史実を多角的に明らかにすることは、将来、東日本大震災の復興過程を比較研究していく上では意義あることと考えられる。

本研究は、国、東京府、東京市、神奈川県、横浜を対象に、昭和13年度まで予算の割り付けがあった帝都復興事業の事業費および財源の全体像を明らかにすることを目的とする。

基本資料として、前述した文献はもとより、財政に関する各種統計資料（『大日本帝国内務省統計』『国債統計年報』『東京府統計書』『東京市統計年表』『神奈川県統計書』『横浜市統計書』）を用いた。各統計資料の使用年次は大正12年度版以降帝都復興事業に関する支出がなくなるまでとし、結果として昭和12年度版までを用いた。公債については当初発行分のみとし、復興事業名目により利率の低いものに借り換えた公債や、整理公債という形でまとめられたものについては集計対象外とした。また公債の金額は実収額ではなく、発行額を基本とした。

2. 国の事業費および財源

(1) 予算

帝都復興事業に関する国の予算案は、実施する事業内容の差により内務省都市計画局の40億円案、30億円案、20億円案、15億円案、10億円案、それを引き継いだ帝都復興院による15億円案、13億円案、10億円案等の様々な案が作成されたが¹⁵⁾、大蔵省が震災復興の総経費を15億円と見積もり、うち7億円を帝都復興費、6億円を各省所管の復旧事業費、残り2億円を火災保険支払に対し各保険会社への貸付金とする案¹⁶⁾を提案・閣議了承されたことを受けて帝都復興院も7億円の予算案に修正、7箇年の継続事業費として帝都復興審議会に望んだ。帝都復興審議会以降の費目別予算額の推移を表-1に示す。

第49帝国議会において大正13年度以降大正17年度までの5箇年度にわたる東京市および横浜市への貸付金および補助金の予算案が可決したことにより、復興予算の全部と年度割金額が確定した。これ以降の予算額の変化は、土地区画整理に係る費用（土地整理費）の不足分補填ならびに皇城外廓整理分の追加が主たる要因である。

土地整理費不足分の補填のため、昭和2年度の予算編成時に増額が図られたとともに、帝都復興事業の事業継続年度の1ヶ年度延長や支出の繰延べ等も行なわれた。同時期に東京市においては水道事業、電気軌道事業および電気供給事業の事業規模が拡大された。

一方でこの不足分の費用捻出のため、国においては所用予算の精査が行なわれ、工事方法の変更、舗装面積の縮小等とはもとより、九段坂陸橋廃止、東京第27地区の土地区画整理の打ち切り、橋本小公園の廃止、東京幹線街路第18号・第47号・第48号の一部廃止、大島川筋中の川以東幅員拡張廃止等一部事業が整理されている¹⁷⁾。

最終的な帝都復興予算額は6億4,905万9,560円となり、予算の割り付けは大正17年度（昭和3年度）から昭和13年度まで延長された。

(2) 支出額

帝都復興事業の支出額を整理するにあたり、昭和5年度までは『帝都復興事業誌』を、昭和6年度以降は『大日本帝国内務省統計報告』を用いた。整理結果を表-2に示す。大正14年度に帝都復興事業費がピークとなっているのは、元々の年度割金額が大きかったこともあるが、1924（大正13）年12月に行われた行政整理の影響により大正13年度分の事業執行が一部次年度以降に繰り延べとなったことも一因として挙げられる。また、大正15年度の帝都復興費の一時的落ち込みは政府の財政上の都合によるものである。この年度分は昭和2年度および3年度に繰り延べとなり、また不足分の補填が行なわれたことから、この両年度において帝都復興費の支出が大幅

に増えた。

昭和6年度以降、復興事業費補助の支出が発生しているのは、一般仮設建築物の残存期間が昭和2年3月22日勅令第33号¹⁸⁾により1938（昭和13）年8月末日まで延長されることになった影響で、防火地区建築費補助の補助年限が1938（昭和13）年まで延長されたことによるものである。実際、復興事業費補助の支出は昭和11年度まで行なわれていた。ちなみに、昭和6年度以降の支出額は総支出額のわずか1.4%程度である。

(3) 財源

国の主たる財源は、災害発生当初に後藤新平が作成した「帝都復興ノ議」で提案されたとおり長期の内外債であった。それ以外に、国執行事業に対する地方分担金、内務省復興局の収入、国庫剰余金ならびに第二予備金があった（表-3）。

大蔵省理財局発行の『国債統計年報』によると、他省庁所管の復旧事業を含む震災善後に関連した公債の総発行額は9億8,637万300円で、うち外国債は米貨公債3億90万円、英貨公債2億4,407万5,000円であった。外国債の発行は、為替差損益リスクが生じるデメリットがあるものの、多額の資金調達を行なうことが可能というメリットもある。実際、近年でも大規模な社会基盤整備を行う時にはしばしば見られることである。

地方分担金は、費目によりその分担割合が異なっていた（表-4）。帝都復興事業費から算定すると、その額は東京市1億680万8,433円、横浜市1,437万7,882円となるが、これを一気に納付することは困難なので、1929（昭和4）年3月31日までは据え置かれ、昭和4年度以降30箇年度間にわたって均分納付することとされた¹⁹⁾。

帝都復興院や内務省復興局設置当初は年度途中の設置のため、予算が確保されておらず、帝都復興院費等は予算外支出として大蔵省と折衝の上、確保された。これらの財源となったのが国庫剰余金や第二予備金である。

震災発生時、国庫剰余金は5億5,000万円程度あったが、既に約4億円は使途が確定していた。罹災民に対する租税減免策も必要ななか、大正12年度の歳入は大幅な減少が見込まれるので、国庫剰余金すべてを震災善後に使用するわけにはいかない状況であった。また第二予備金の残高は260万円程度でしかなかった²⁰⁾。早急なる復興復旧事業執行の財源確保のために公債発行は必然であったといえる。

(4) 公債発行に関する法制度の整備

政府は復興財源となる公債を発行するにあたり様々な法制度を整えた（表-5）。新たな公債の募集は帝都復興事業のための資金調達と同時に、1925（大正14）年に償還期限がくる日露戦争の戦費調達のために1905（明治

表-1 帝都復興費の推移（予算ベース）²¹⁾

(単位：円)

	帝都復興 事業費	復興事業費 貸付金	復興事業費 補助*1	復興事業債 利子補給	計	備考
帝都復興審議会諮問案 (1923.11.24)	554,552,000	10,325,402	80,941,569	28,759,010	702,977,981*2	
第47 帝国議会提出 予算案 (1923.12.13)	△448,570,000	▲15,325,402	▲89,225,917	△21,694,730	△574,816,049	街路新設の一部削除、東京築港 ならびに京浜運河建設費・帝都 復興院費の分離。
第47 帝国議会議決 予算案 (1923.12.23)	△342,192,800	15,325,402	89,225,917	21,694,730	△468,438,849	関係公共団体施行相当分の街路 費および土地整理費の削除、分離 された帝都復興院費の全額削除
第49 帝国議会議決 (1924.7.22)	342,192,800	▲61,470,472	▲148,080,917	21,694,730	▲573,438,849	東京市・横浜市への貸付金・補 助金の追加、復興予算および年 度割金額の確定。
第50 帝国議会 (1924.12.26～1925.3.31)	342,192,800	61,470,472	148,080,917	21,694,730	573,438,849	事業費・貸付金・補助金の正 14・15 年度分を減額し大正 16・ 17 年度へ繰延べ。
第51 帝国議会 (1925.12.26～1926.3.25)	342,192,800	61,470,472	148,080,917	21,694,730	573,438,849	防火地区建築費補助の一部を大 正 17 年度へ繰延べ。
第52 帝国議会 (1926.12.26～1927.3.25)	▲346,192,800	▲67,804,402	▲160,746,917	21,694,730	▲596,438,849	土地区画整理関連の不足分の追 加、全体の事業継続年度を 1 箇 年度延長 (昭和 4 年度まで)。
第55 帝国議会 (1928.4.23～5.6)	346,192,800	▲72,669,928	▲206,350,917	▲23,536,850	▲648,750,495	東京市施行復興事業費不足によ る貸付金・補助金の増額。防火 地区建築費補助年限延長により 予算の割り付けを昭和 13 年度ま で延長。
第56 帝国議会 (1928.12.26～1929.3.25)	▲346,501,865	72,669,928	206,350,917	23,536,850	▲649,059,560	皇城外廓整理分の追加計上

凡例 ▲：増額変更 △：減額変更

補注) *1：防火地区建築費補助、土地区画整理費補助、地方復興事業費補助の3項目がある。 *2：帝都復興院費を含む。

表-2 帝都復興費等の推移（決算ベース）^{22)～36)}

(単位：円)

年度 科目	帝都復興 事業費	復興事業費 貸付金	復興事業費 補助	復興事業債 利子補給	帝都復興費計	事務関係費		
						帝都復興院	復興局 復興事務局	復興事務 残務取扱費
大正12年度	3,431,218	1,023,000	1,337,000		5,791,218	545,483	384,785	
大正13年度	45,464,650	6,044,869	14,793,302	1,006,972	67,307,793		3,455,385	
大正14年度	66,379,712	11,889,771	12,414,657	1,847,495	92,531,634		3,390,647	
大正15年度	47,848,458	6,294,474	17,438,785	2,469,476	74,051,193		3,593,235	
昭和2年度	63,198,092	18,043,353	38,993,216	5,441,241	125,674,901		3,518,502	
昭和3年度	64,827,166	16,769,177	52,063,774	6,711,065	140,371,182		2,887,147	
昭和4年度	40,639,195	7,739,754	26,180,142	779,265	75,338,356		2,575,797	
昭和5年度	9,050,955		11,474,157	653,310	21,178,422		377,778	
昭和6年度			2,366,865		2,366,865			156,632
昭和7年度			2,152,645		2,152,645			75,105
昭和8年度			1,620,805	517,152	2,137,957			50,572
昭和9年度			692,210		692,210			51,336
昭和10年度			763,761		763,761			51,300
昭和11年度			300,000		300,000			
計	340,839,445	67,804,398	182,588,320	19,425,976	610,658,139	545,483	20,183,276	384,946

表-3 帝都復興費の財源内訳^{37)～47)}

			金額 (円)
公債*1	震災善後目的の 国庫債券	国内向け	84,181,050
		外国向け	544,975,000
	震災善後目的の 大蔵省預金部引き受けの公債		301,900,000
	復興交付目的の代償発行の公債 ¹⁾		55,314,250
	地方分担金 (東京市および横浜市) *2		121,186,314
その他	復興局歳入 ²⁾		24,999,192
	国庫剰余金 ³⁾ ・第二子備金 ⁴⁾		2,210,966
計			1,134,766,772

補注) *1：他省庁所管復旧事業分も含む

*2：国の事業費（街路費、運河費、公園費）より算出

表-4 帝都復興事業費の地方分担金分担割合⁴⁸⁾

費目		分担割合
街路費	用地及補償費、工事費、橋梁費	2 分の 1
	地下埋設物共同溝費 (東京復興費のみ)、 雑工雑費	なし
運河費	用地及補償費、工事費	4 分の 1
	雑工雑費	なし
公園費		4 分の 1
土地整理費		なし

表-5 公債等発行に関する法制度⁴⁹⁾

名称	公布日	番号	概要
復興事業ノ施行ニ伴ヒ支払フヘキ金額ヲ 国債證券ヲ以テ交付スル等ニ関スル法律	1923（大正12）年 12月24日	法律第55号	市中流通通貨の膨張を防止すると同時に国債募集を調節することを目的に、復興事業に要する経費の支払いを一定の制限のもとに現金に代えて国債証券で支払うことを規定。
震災善後公債法	1923（大正12）年 12月24日	法律第56号	復興事業に要する経費の支払いのために総額4億6,850万円を限度とする公債を発行することを規定。
	1924（大正13）年 7月22日	法律第13号	公債発行限度を10億7,300万円に増額、用途を帝都復興事業だけでなく各省庁所管の復旧事業まで拡大。
予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為ス ヲ要スル件	1923（大正12）年 12月24日	予算	東京市および横浜市が外国において募集する市債について、東京市に対しては額面1億円、横浜市に対しては額面4,000万円を限度に元利支払を政府が保証、償還期限は36年以内とする。
米貨公債及英貨公債ノ発行ニ関スル件	1924（大正13）年 2月13日	勅令第17号	アメリカ・ニューヨークにおいて米貨1億5,000万ドル、イギリス・ロンドンにおいて英貨2,500万ポンドを限度とする外債を発行する。
六分半利付米貨公債発行規定	1924（大正13）年 2月13日	大蔵省令 第3号	引受人を定めて引受発行、利率は年6.5/100、元金は大正43年2月1日に額面金額を償還、発行価格は額面100ドルで92.5ドル、四分半利付英貨公債は払込金として代用できる等を規定。
六分利付英貨公債発行規定	1924（大正13）年 2月13日	大蔵省令 第4号	引受人を定めて引受発行、利率は年6/100、元金は大正48年7月10日に額面金額を償還、発行価格は額面100ポンドで87.1ポンド、四分半利付英貨公債は払込金として代用できる等を規定。
震災善後ニ関スル経費支払ノ為、公債発 行ニ関スル件	1924（大正13）年 2月19日	勅令第46号	2,420万円を限度に内国公債を発行。
復興事業ノ施行ニ伴ヒ交付スヘキ国債證 券ニ関スル件	1924（大正13）年 6月2日	勅令第137号	利害関係者に支払う補償金その他を五分利附国債証券で支払い、場合の詳細規定ならびに現金による交付の規定。
復興交付公債ノ発行ニ関スル規程	1924（大正13）年 6月12日	大蔵省令 第16号	発行後5年は据置、その翌年より50年以内に額面金額を償還、交付価格は告示、額面金額は被交付者に通知。
復興貯蓄債券法	1924（大正13）年 7月23日	法律第15号	日本勧業銀行が復興貯蓄債券を発行、発行の翌年より20年以内に償還、発行額が2億円もしくは本法施行日から5年経過した場合は発行停止。

38) 年に発行した四分半利付英貨公債の償還残高約3億5,000万円の借り換え充当分調達という面も併せ持っていた。外国債にそれを求めなければならなかった背景として、主要な経済活動の中心地である東京、横浜が被災したことにより内地での募債のみで全てを賄うことは困難であったこと、輸入超過による外貨不足の状況を是正し、国際貸借の均衡を図ることが必要であったこと、がある⁵⁰⁾。外債発行に対しては、“利率および利回りが高い”等の批判もあったが、英貨公債ならびに米貨公債の利回りがそれぞれ八分といわれていたものが六分九厘六毛、七分一厘に押さえられたこと、担保がついた外債が一扫されたことを考え合わせれば評価されるべきである。日本勧業銀行による復興貯蓄債券（社債）の発行は、調達した資金を大蔵省預金部に預け入れさせることで、大蔵省預金部を通じた復興復旧資金融資の原資となった。

3. 東京市の事業費および財源

(1) 予算および支出額

東京市執行の復興事業は、大正12年度以降3箇年乃至6箇年の継続事業として施行される計画で、予算案は普通、水道、電気の会計毎に提案・審議され、1924（大正13）年3月末までには市会で了承された⁵¹⁾。東京市執行復興復旧事業の予算ならびに支出額を表-6に示す。

大正12年度末時点と昭和4年度末時点の予算を比較すると、水道鉄管工事費、電気軌道事業第二次復興費、電気供給事業第二次復興費予算費目が追加となり、街路修築並土地整理費の予算額が大幅に増加している。

水道鉄管工事費の追加は、土地区画整理の進展に伴い、既設の水道鉄管の移転や増設が必要となったからである。電気軌道事業第二次復興費の追加は、帝都復興事業の進展に伴い、道路築造分担延長が延びたことや軌道新設が決定したことによるもので、電気供給事業第二次復興費の追加も帝都復興事業の進展に伴い、電線路の移転・整理・改良が必要となったからである。これらは1926（大正15）年3月に追加された⁵²⁾。

街路修築費ならびに土地整理費の増加は建物移転補償費等の増加によるもので、特に土地整理費は1927（昭和2）年11月および1928（昭和3）年9月の2回にわたって増額変更が行われた⁵³⁾。

昭和4年度末時点の復興復旧事業の予算額は4億3,763万1,369円、昭和10年度までの支出額は4億2,215万6,617円となった。

(2) 財源

復興復旧事業に関する東京市の主たる財源は市公債および国庫補助金で、それ以外に国庫貸付金、大蔵省預金部借入金等があった（表-7）。市公債を発行するにあたり、東京市は東京市復興事業公債条例（大正15年10月

4 日条例第 8 号)、東京市復興事業公債条例施行細則 (昭和 2 年 11 月 12 日告示第 354 号)、五分半利附英貨公債規程 (大正 15 年 10 月 8 日告示第 362 号)、東京市五分半利附米貨公債規程 (昭和 2 年 3 月 19 日告示第 76 号) を定

めている⁵⁴⁾。

外国債については、1926 (大正 15) 年 10 月 11 日にイギリス・ロンドンにおいて英貨公債 600 万ポンド (邦貨 5,857 万 8,000 円) を利率五分五厘で、ウェストミンスター

表-6 東京市施行復興復旧事業の科目別予算および支出額⁵⁵⁾⁵⁶⁾

(単位: 円)

会計	科目		予算		支出額	備考
	款	項	1924.3 末	1930.3 末		
普通経済	街路修築並 土地整理費	街路修築費	68,978,700	80,114,314	78,713,493	
		土地整理費	34,925,000	93,951,000	91,399,667	
		計	103,903,700	174,065,314	170,113,160	
	帝都復興費	道路橋梁改築費	16,055,000	13,684,221	13,465,090	道路橋梁の復旧改築
		下水道改良費	43,500,000	40,211,321	39,603,453	
		公園費	10,000,000	13,752,175	13,623,295	
		塵芥処分設備費	1,850,000	1,850,000	1,793,463	
		中央卸売市場建設費	7,000,000	15,000,000	14,734,591	
		小学校教育費	38,610,000	41,056,583	40,753,836	教育施設
		社会事業施設費	4,525,000	4,525,000	4,285,184	
		市立病院建設費	3,100,000	3,100,000	3,038,263	衛生施設
		計	124,640,000	133,179,300	131,297,175	
		災害復旧費並 歳入欠陥補填	区役所建設費	4,786,000	5,477,465	5,397,483
	小学校設備費		6,177,600	8,191,786	7,650,799	
	図書館建設費		1,000,000	1,000,000	998,938	
	伝染病隔離補填所並 消毒所建設費		4,275,000	2,520,000	2,109,635	
	街頭便所新設費		571,000	571,000	427,885	
	公園施設費		1,025,386	1,025,386	982,713	
	街灯設備費		582,500	582,500	549,020	
	河川造修費		3,430,000	3,333,000	3,220,985	
	築地病院建設費		1,281,000	1,281,000	1,155,708	
	下水管渠設備費		—	2,454,911	2,310,518	
	雑費以外の復旧費		—	3,320,974	3,320,974	
	歳入欠陥補填金		—	3,059,133	3,059,133	
	計		23,128,486	32,817,155	31,183,791	
	震災応急施設費		—	15,649,600	15,649,600	
	普通経済計		251,672,186	355,711,369	348,243,726	
水道経済	水道復興費	10,000,000	10,000,000	9,693,025		
	水道鉄管工事費	—	15,000,000	11,095,702		
	水道経済計	10,000,000	25,000,000	20,788,727		
電気軌道 事業費経済	電気軌道事業復興費	37,980,000	23,560,000	21,686,256	電気事業施設	
	電気軌道事業第二次復興費	—	29,000,000	27,638,623		
電気供給 事業費経済	電気供給事業復興費	2,520,000	2,520,000	2,353,563		
	電気供給事業第二次復興費	—	1,840,000	1,445,722		
	電気局所管経済計	40,500,000	56,920,000	53,124,164		
合 計		302,172,186	437,631,369	422,156,617		

表-7 東京市の会計別財源⁵⁶⁾

(単位: 円)

		計	普通経済		特別経済	
			復興事業	復旧事業	水道経済	電気局所管経済
補助金	国庫補助金	143,610,122	141,086,866		2,523,256	
	東京府補助金	206,707		206,707		
	補助金計	143,816,829	141,086,866	206,707	2,523,256	
市 債	国庫貸付金 ⁵⁵⁾	73,455,700	47,077,000	26,378,700		
	大蔵省預金部借入金 ⁵⁶⁾	32,105,900	18,666,000	13,439,900		
	市公債	157,312,168	87,680,637	2,762,056	15,264,269	51,605,206
	市債計	262,873,768	153,423,637	42,580,656	15,264,269	51,605,206
一般市費		3,718,743		3,718,743		
その他	補償金	8,870,402		37,662	6,400,000	2,432,740
	寄附金	246,669		246,669		
	電気事業負担金	8,183,070	8,183,070			
	減債基金および準備積立金	1,207,260				1,207,260
	その他計	18,507,401	8,183,070	284,331	6,400,000	3,640,000
合 計		428,916,741	302,693,573	43,071,694	24,187,525	55,245,206

銀行ほか 6 行シンジケート団引き受けで発行、さらに 1927 (昭和 2) 年 4 月 1 日にはアメリカ・ニューヨークにおいて米貨 2.064 万ドル (邦貨 4,140 万 4,213 円) を利率五分五厘で、ゼー・ビー・モルガン商会ほか 4 行シンジケート団引き受けで発行、合計 9,998 万 2,213 円となった⁵⁷⁾。

市債 (市公債、国庫貸付金、大蔵省預金部借入金) の償還財源は市費および事業収入 (水道および電気局所管両経済分) で、償還期間は概ね 10 年～36 年であった。

東京府からの補助金は伝染病院隔離所ならびに消毒所建設費に対して、補償金ならびに寄附金は区役所建設費に対しての財源となっていた。電気事業負担金は、路面電車の路線が通る街路の築造に対して電気局も相応の負担が求められて支出されたものである。

(3) 東京市の新增税計画⁵⁸⁾

震災に関する市債には、水道経済および電気局所管経済分を除けば特定の償還財源がなく、これを償還しようとすれば市民の直接負担たる市税を増徴する他なかった。しかし、そのためには 6～7 割の増徴する必要があったが、震災の復興復旧に多額の費用を必要としている中で、また不況により疲弊困憊している中で市の市税の増徴は困難な状況であった。東京市は政府当局に対して、将来の負担として残る起債の償還期限の延長や利子据置・補給、分担金の免除を陳情していたが、増税して誠意を示すならば、との趣旨の話があり、市長の堀切善次郎は 1929 (昭和 4) 年 8 月に新增税計画を発表するに至った。新增税計画は 7 つの新税導入と 6 つの増税からなっており、年間 630 万 7,500 円の税収が見込まれた。その後、新增税計画を骨子とする財政計画は臨時財政調査会に附議されたが、大蔵省の意向により財政計画が見直され、1929 (昭和 4) 年 11 月 31 日には新增税計画の改訂案が発表された。審議の結果、市会で可決された新增税計画は 4 つの新税導入と 5 つの増税に修正され、収入見込額も 518 万 3,093 円となった (表-8)。

これにより東京市は市債償還のための新たな財源を確保するに至ったが、復興関係の起債の元利金の支払は向こう 33 年間にわたり毎年約 1,200 万円発生し、これ以外にも地方分担金の納付が昭和 4 年度以降 30 年度にわたり毎年 423 万円発生するため、市税収入が 1,754 万 1,577 円 (昭和 4 年度決算)⁵⁹⁾の東京市にとっては依然として厳しい財政状況であった。

4. 横浜市の事業費および財源

(1) 予算および支出額

横浜市執行の復興復旧事業の予算案は一般、水道、瓦

表-8 東京市の新增税計画の内容と賦課⁶⁰⁾

	名称	収入見込額 (円)	賦課
新税	金庫税	68,100	3 号以上の金庫に対して年 12 円乃至 30 円
	暴風機税	削除	
	新開地反別割	37,571	1 坪 13 銭乃至 40 銭
	商品切手発行税	164,620	発行高の 10/1,000
	軌道税	4,610	軌条 1 メートルにつき年 60 銭
	借地権取得税	削除	
	女給雇用税	削除	
	新税計	274,901	
増税	家屋税不均一課税による増収	1,240,064	賃貸価格 3,000 円を超えるものに対し、賃貸価格の 5/1,000 以上の累進率をもって不均一に課税
	不動産取得税の増率による増収	687,595	本税 1 円につき 71 銭
	特別消費税の課税標準及税率の変更による増収	329,245	課税標準を花代玉代の類とし、娼妓を招致する場合は 5/100、その他は 14/100
	地租附加税の増率による増収	799,149	宅地は本税 1 円につき 37 銭 7 厘、その他は本税 1 円につき 88 銭 7 厘
	営業収益税附加税の増率による増収	削除	
	所得税附加税の増率による増収	1,852,139	本税 1 円につき 7 銭
	増税計	4,908,192	
	合計	5,183,093	

ス、電気、十全病院の会計毎に提案・審議され、1924 (大正 13) 年 10 月末までには市会です承された⁶¹⁾。予算ならびに支出額を整理するにあたり、『横浜市統計書』と『横浜復興誌』は費目分けが異なっていたことから、本論では『横浜市統計書』に則って整理した¹⁷⁾。横浜市執行復興復旧事業の予算ならびに支出額を表-9 に示す。1924 (大正 13) 年 10 月時点と 1929 (昭和 4) 年 3 月時点の予算を比較すると東京市のように費目の追加はないが、街路費ならびに土地整理費の予算が大幅に増加していた。街路費の増加は事業の進捗に伴う用地費、補償費、設計監督費の不足分の補填、土地整理費の増加は建物移転補償費および地下埋設物整理費等の経費増加に伴うもので、ともに 1927 (昭和 2) 年 11 月に増額変更された。

昭和 3 年度末時点の予算額は 8,378 万 8,044 円、昭和 7 年度末までの復興復旧事業費の支出額は 8,131 万 417 円となった。

(2) 財源

復興復旧事業に関する横浜市の主たる財源は市公債および国庫補助金で、それ以外に神奈川県補助金、大蔵省預金部借入金等があった (表-10)。

市公債を発行するにあたり、横浜市は横浜市復興事業公債条例 (大正 15 年 11 月 20 日条例 11 号) と横浜市六

表-9 横浜市施行復興復興事業の項目別予算および支出額^{(62)~(66)}

(単位:円)

会計	款	項	予算		支出額*	備考
			1924.10	1929.3		
一般経済	復興費	街路修築費	6,018,000	8,064,342	7,564,375	衛生施設
		土地整理費	4,179,000	7,179,000	7,085,418	
		道路橋梁費	7,442,000	6,939,418	6,849,234	
		河川費	6,000,000	5,733,333	5,581,468	
		下水費	1,250,000	1,250,000	1,205,036	
		結核診療所費	350,000	350,000	350,000	
		教育施設費	10,950,000	10,950,000	10,924,785	
		中央市場費	4,000,000	4,000,000	3,895,733	
		社会事業費	750,000	750,000	749,999	
		伝染病院費	450,000	450,000	449,933	
		復興費計	41,389,000	45,666,093	44,683,437	衛生施設
	復旧費	庁舎費	500,680	500,680	500,675	
		小学校費	7,270,656	5,286,547	5,169,063	
		横浜商業学校費	50,000	50,000	49,991	
		衛生費	367,600	367,600	327,016	
		開港記念横浜会館費	375,000	375,000	374,755	
		災害土木費	10,506,270	10,506,270	9,989,262	
		公園費	1,100,000	1,100,000	1,073,525	
		設計監督費	144,980	144,980	144,156	
			復旧費計	20,315,186	18,331,077	
		一般経済計	61,704,186	63,997,170	62,311,880	
水道経済	水道事業復興費	3,000,000	3,000,000	2,913,990		
瓦斯経済	瓦斯事業復興費	3,000,000	3,000,000	2,974,652		
電気経済	電気事業復興費	12,678,000	13,000,000	12,320,990		
十全病院	復興施設費	700,000	790,874	788,904	衛生施設	
	合計	81,082,186	83,788,044	81,310,417		

補注) *: 復興費の各項の支出額は昭和6年度末時点の値。それ以外は昭和7年度末時点の値。

表-10 横浜市の会計別財源^{(67)~(71)}

(単位:円)

		計	一般経済	水道経済	瓦斯経済	電気経済	十全病院
補助金	国庫補助金	18,217,640	17,354,928	687,711			175,000
	神奈川県補助金	8,427,076	8,427,076				
	補助金計	26,644,716	25,782,005	687,711			175,000
市債	国庫貸付金	5,402,000	5,402,000				
	大蔵省預金部借入金	8,850,000	8,850,000				
	市公債	53,056,533	34,720,071	2,249,620	2,787,889	12,773,953	525,000
	市債計	67,308,533	48,972,071	2,249,620	2,787,889	12,773,953	525,000
その他	銀行借入金	1,670,000	1,670,000				
	繰入金	1,390,874	1,300,000				90,874
	財産売払代	536,071	331,319		204,752		
	指定寄附金	2,259	2,259				
	雑収入	81,291	81,291				
	その他計	3,680,495	3,384,869				90,874
合計		97,633,744	78,138,945	2,937,331	2,992,641	12,773,953	790,874

分利附米貨公債規定(大正15年11月22日告示第197号)を定めている⁷²⁾。1926(大正15)年12月1日にはアメリカにおいて限度額いっぱい米貨公債1,974万ドル(邦貨3,960万2,388円)を利率年六分で、ビー・ゼー・モルガン商会ほか4行のシンジケート団引き受けて発行した。市債の償還財源は市費、事業収入(水道および瓦斯、電気経済分)、使用料ならびに占用料等(十全病院経済分)で、償還期限は30年乃至35年である⁷³⁾。

神奈川県からの補助金は災害土木費に対してのもので、これは「府縣災害土木費国庫補助ニ関スル件」(明治44年3月23日法律第15号)、「震災ニ因ル府縣災害土木費

国庫補助規程」(大正13年8月29日勅令第203号)⁷⁴⁾に基づくものである。府県により補助の割合は異なっており、神奈川県に対しては県工事費の8割5分以内、下級公共団体に対する県補助費の10割以内となっていた。横浜市は事業費の8割5分補助を受けていたことから、神奈川県から横浜市への補助金は実質的に国庫補助と変わらないといえる。

(3) 東京港開港と米貨公債問題⁷⁵⁾

帝都復興事業実施のために発行した米貨公債の償還は、横浜市にとって財政上の“癌”ともいえる存在であった。

関東大震災を機に芝浦に築港した東京市は 1932 (昭和 7) 年に国際港として開港する方針を表明し、以後歴代東京市長はその実現のための運動を繰り返した。これに対して横浜側は 1938 (昭和 13) 年 7 月に東京開港反対同盟を結成していたが、1940 (昭和 15) 年 12 月に認可間近との情報が伝わると、横浜市長の半井清は、もはや開港阻止は不可能と判断し、横浜商工会議所会頭である元市長の有吉忠一らとともに開港を認める代わりに米貨公債を政府に肩代わりさせる方向で政府側と交渉を進めた。その際の解決条件は、米貨公債償還残高 1,321 万 2,880 ドルのうち一般会計分ならびに特別会計の十全病院経済に関する分の合計 800 万ドルについての利子および為替差損分の全額、利払いのために 1929 (昭和 4) 年から 1940 (昭和 15) 年までに発行した国内市債約 3,000 万円の元利償還全額を政府が補給するというものであり、補給予定額は 7,500 万円にのぼった。米貨公債は 1940 年度末まで元利返済支払高は 6,113 万円 (うち為替差損分 2,218 万円) であったが、なお未済分が 5,504 万円 (うち為替差損分 2,916 万円) に上り、国内市債未償還分も 4,889 万円に上っていた。政府がこの条件を了承したことにより 1941 (昭和 16) 年 5 月、横浜側は矛を収め、横浜港の補助港として原則的に「満州・支那」貿易に限り、両港を一括して京浜港と称するという条件で東京開港を認めるに至った。米貨公債の償還に目処がついたことにより横浜市の財政は余裕を生じさせる見通しがついた。

5. 東京府および神奈川県の実業費および財源

(1) 東京府
東京府執行の復興事業の予算案は 1924 (大正 13) 年 1 月末までに府会で了承された⁷⁶⁾。東京府執行復興事業の予算および支出額を表-11⁸⁾に示す。道路橋梁費における支出額の増加は用地買収費、物件移転補償費等の増加によるものである⁷⁷⁾。東京府の主たる財源は国庫補助金および国庫貸付金で、それ以外に東京市電気経済負担金、府公債があった (表-13)。なお教育施設費は全額国庫貸付金である。国庫貸付金は据置期間があり、償還期限は償還開始から 30 年であった。府債 (国庫借入金、公債) の償還財源は一般府費である。

(2) 神奈川県
神奈川県執行復興事業の予算および支出額を表-12 に示す。神奈川県の財源は国庫補助金および国庫貸付金で (表-13)、教育施設費は東京府と同様全額国庫貸付金であった。県債の償還財源は一般県費である。

表-11 東京府執行復興事業の予算および支出額⁷⁸⁾⁷⁹⁾

項目 ⁸⁾		当初予算 (円)	支出額 (円)
道路橋梁費	国道道路費	7,831,778	9,402,807
	国道橋梁費	1,751,426	1,883,254
	環状線放射線道路費	7,500,000	8,140,767
教育施設費		3,250,000	3,244,960
計		20,333,204	22,671,788

補注) 復興事業の項目と東京府の予算決算の款・項とは異なる。

表-12 神奈川県執行復興事業の予算および支出額⁸⁰⁾

項目		当初予算 (円)	支出額 (円)
道路橋梁費	国道道路費	818,075	818,075
	国道橋梁費	500,000	500,000
教育施設費		2,000,000	2,000,000
計		3,318,075	3,318,075

補注) 復興事業の項目と神奈川県の予算決算の款・項とは異なる。

表-13 東京府および神奈川県の財源⁷⁸⁾⁸⁰⁾ (単位: 円)

		東京府	神奈川県
補助金	国庫補助金	7,583,506	742,371
起 債	国庫貸付金	12,749,698	2,575,704
	府公債・県公債	1,262,265	
その他	東京市電気経済負担金	1,081,359	
計		22,676,828	3,318,075

6. まとめ

帝都復興事業に関する資料を整理・分析した結果、事業費および財源について得られた知見は次の通りである。

- 1) 帝都復興事業に関する事業費は、これまでは昭和 5 年度末までを集計したものしか見られなかったが、本研究では予算の割り付けがあった昭和 13 年度まで集計を行なった。すなわち、帝都復興事業に関する国、東京府、東京市、神奈川県、横浜市の予算総額は 11 億 9,413 万 252 円、支出総額は 11 億 4,011 万 8,036 円であった。第 49 帝国議会で確定した復興予算額のその後の変化は、国、東京市、横浜市とも土地整理費の不足分の補填が、東京府は用地買収費および物件移転補償費等の増加が主たる要因であった。ちなみに、昭和 6 年度以降の国の支出額は国の総支出額のわずか 1.4% 程度である。
- 2) 帝都復興事業の主たる財源は、国においては公債、地方においては国庫補助金ならびに公債であった。公債全額を国内で処理することは困難であったことから多額の外国債が国、東京市、横浜市において発行されていた。
- 3) 多額の公債の償還のために、東京市では新税の導入や増税が行なわれていた。また横浜市においてはその後発生した東京開港問題を契機に開港の交換条件として国から外国債の利子ならびに為替差益分

の補給を受けていた。

関東大震災からの復興ならびに復旧は、いわゆる帝都復興院系列のものだけでなく、中央省庁所管の復旧事業も6億円規模で行なわれていた。今後、これらについても明らかにしていくことが課題として挙げられる。

本論は、土木学会土木史研究委員会帝都復興80周年関係史資料調査検討小委員会（メンバー：伊東孝委員長、伊東孝祐、大沢昌玄、紅林章央、昌子住江、田中常義、藤井三樹夫）の検討成果をもとに執筆したものである。

補注

- [1] 代償発行証券とは法律第55号に基づいて発行される証券で、土地所有者その他利害関係人に支払う補償金その他を五分利附国債証券で交付された。
- [2] 内務省復興局の収入は、經常部と臨時部に分かれており、經常部は官業及官有財産収入（官有物貸下料、雑収入）、臨時部は官有物払下代（物品払下代、船舶払下代、建物払下代、地所払下代、雑収入）、雑収入（土地区画整理清算金、借地権売払代）、臨時物資供給収入（物資売払代、雑収入）がある。
- [3] 歳計剰余金から歳出繰り越しのための財源所要額を差し引いた残額である。支出にあたっては政府の責任支出となるが、議会の事後承認が必要である。
- [4] 予算外の新事項の支出の場合に使用するため財源である。大蔵大臣の勅裁をもって支出するが、議会の事後承認が必要である。
- [5] 国が地方公共団体に対して一定の利率で貸し付けを行なうもので、予算外国庫負担となる。東京市等は借り受けるにあたり起債しているため分類上は市債とした。帝都復興事業では東京市に対して利率五分/年、1929（昭和4）年3月31日まで償還据置、以降30年間元利均等償還、据え置き期間は無利子という条件で貸し付けが行なわれた。貸し付けの対象は、東京府ならびに神奈川県は全事業、東京市ならびに横浜市は街路修築費ならびに土地整理費のみである。復旧事業に対しては、各省庁の予算の範囲内で貸し付けが行なわれている。前述した国庫貸付金とはこの点が異なる。東京市は内務省および文部省の貸付金を受けている。
- [6] 大蔵省が郵便貯金等を原資に地方債を直接引き受けという形で行なう融資である。
- [7] 『横浜復興誌』における復興及復旧事業費の款・項は次の通りである。

款	項	
復興土木費	街路費、土地整理費、道路橋梁費、河川費、下水費	
復旧災害土木費	道路工事費、橋梁工事費、河川護岸工事費、河川浚渫工事費、下水工事費、設計監督費	
公園費		
臨時部復興土木費	道路費、橋梁費、下水費、治水費、区画整理費、設計監督費	
教育施設費	復興費	教育施設復興費
	復旧費	小学校費、横浜商業学校費
中央市場費	復興費	
社会事業費	復興費	
衛生施設費	復興費	伝染病院費、結核療養所費、十全病院復興施設費、十全病院第二病等建築費、十全病院臨時部備品費、衛生施設復旧費
	復旧費	十全病院臨時部備品費、衛生施設復旧費
上水道事業費	上水道復興費、災害復旧費、埋設管整理費	
瓦斯事業費	瓦斯事業復興費、設備費、埋設管整理費	
電気事業費	電気事業復興費	
庁舎費其ノ他	復旧費	庁舎費、開港記念横浜会館費、設計監督費
守屋町、生麦町地先埋立費		
山下町地先埋立場設備費		

- [8] 復興事業の項目と東京府の予算決算の款・項との関係は次の通りである（神奈川県もおおむね同様）。

復興事業上の項目名	東京府の予算決算の款・項	
	款	項
国道道路費 国道橋梁費	臨時部土木費	道路橋梁費
環状線放射線道路費	臨時部都市計画事業費	道路改修費
教育施設費	臨時部教育費	中学校費 実業学校費 商業学校費 高等女学校費 工業学校費

参考文献

- 1) 内務省復興事務局：『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』、pp.783-788, 837, 843, 853-867、1932
- 2) 東京市役所：『帝都復興区画整理誌 第1編 帝都復興事業概観』、pp.546-595、1932
- 3) 東京市役所：『東京震災録 後輯』、pp.1401-1408, 1560-1562、1926
- 4) 横浜市役所：『横浜復興誌 第1篇』、pp.399-404, 544-545, 559-560, 573-575, 590、1932.3
- 5) 復興調査協会：『帝都復興史』、興文堂書院、第1巻、pp.637-655, 679-680, 688-702、1930
- 6) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会：『1923関東大震災報告書第3編』、pp.141-147、2006.7
- 7) 渡辺俊一：震災復興計画の研究：チャールズ・A・ピアード来日の都市計画的意義、都市計画論文集、第18号、pp.295-300、1983
- 8) 堀江興：東京の幹線街路形成の史的研究—大正の震災復興計画を中心として、土木計画学研究講演集、第4号、pp.160-165、1982
- 9) 昌子住江：震災復興事業における河川・運河計画、第9回日本土木史研究発表会論文集、pp.165-172、1989
- 10) 安場浩一郎：震災復興52小公園の計画思想に関する研究、ランドスケープ研究、第16号、pp.429-432、1998
- 11) 福岡峻治：大正12年の特別都市計画法と東京の復興計画—震災復興土地区画整理とその実施過程、現代法学、第6号、pp.57-77、東京経済大学、2004
- 12) 鈴木悦朗・三浦裕二：帝都復興事業における地下埋設物整理計画（共同溝計画）の挫折過程に関する研究、都市計画論文集、第32号、pp.61-66、1997
- 13) 昌子住江：太田圓三と震災復興事業、東京—成長と計画、pp.91-103、東京都立大学都市研究センター、1988
- 14) 伊東孝祐・大沢昌玄・伊東孝：帝都復興事業の執行体制—国を対象として—、土木学会論文集 D2、Vol. 69、No.1、pp.16-30、2013
- 15) 山田博愛：「復興計画の當時を顧みて」、都市研究会、都市公論、第13巻4号、pp.22-39、1930
- 16) 文献5)、p.570
- 17) 文献1)、pp.760-762
- 18) 文献1)、pp.778-779
- 19) 文献1)、pp.851-853
- 20) 文献5)、pp.561-566
- 21) 文献1)、pp.721-781
- 22) 文献1)、pp.837, 843, 853-858
- 23) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第38回統計報告』、p.449、1925.11
- 24) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第39回統計報告』、p.567、1927.3
- 25) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第40回統計報告』、

- p.441、1928.3
- 26) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第41回統計報告』、p.487、1929.3
- 27) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第42回統計報告』、p.515、1930.3
- 28) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第43回統計報告』、p.523、1931.8
- 29) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第44回統計報告』、p.569、1932.10
- 30) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第45回統計報告』、p.598-601、1933.11
- 31) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第46回統計報告』、p.570-571、1934.10
- 32) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第47回統計報告』、p.672-673、1935.12
- 33) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第48回統計報告』、p.692-693、1937.5
- 34) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第49回統計報告』、p.714-715、1938.3
- 35) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第50回統計報告』、p.314-315、1939.12
- 36) 内務大臣官房文書課：『大日本帝国内務省第51回統計報告』、p.156-157、1943.8
- 37) 大蔵省理財局：『国債統計年報 自大正10年度至大正12年度』、pp.32、35、1925
- 38) 大蔵省理財局：『国債統計年報 大正13年度』、pp.28-33、42、1926
- 39) 大蔵省理財局：『国債統計年報 大正14年度』、pp.28-31、1927
- 40) 大蔵省理財局：『国債統計年報 大正15年度・昭和元年度』、pp.28-33、1928
- 41) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和2年度』、pp.28-33、1929
- 42) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和3年度』、pp.28-33、1930
- 43) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和4年度』、pp.28-33、1931
- 44) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和5年度』、pp.26-31、1932
- 45) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和6年度』、pp.24-29、1933
- 46) 大蔵省理財局：『国債統計年報 昭和7年度』、pp.24-29、1934
- 47) 文献1)、pp.837、851-857、898-901
- 48) 文献1)、p.852
- 49) 文献3)、pp.1116-1118、1141-1152
- 50) 大蔵省：『新外債ニ就テ』、pp.1-3、1924.3
- 51) 文献2)、pp.546-547、549、554-555
- 52) 文献2)、pp.580-582、588-591、593-595
- 53) 文献1)、pp.602
- 54) 東京市役所：『東京市例規類集』、pp.766-770、1940
- 55) 文献3)、pp.1401-1408、1560-1562
- 56) 東京市役所：『東京市財政概況 昭和10年度版』、pp.196-203、
- 57) 文献5)、p.657
- 58) 文献5)、pp.664-678
- 59) 東京市役所：『第28回東京市統計年表』、p.916-918、1932.3
- 60) 文献5)、pp.674-678
- 61) 文献4)、pp.395-418、543-545、559-560、572-575、589-590
- 62) 文献4)、pp.401-403、608-614
- 63) 横浜市役所：『第24回横浜市統計書』、pp.15・18、15・24-15・25、15・53、15・59、15・63、15・67、1931.7
- 64) 横浜市役所：『第25回横浜市統計書』、pp.15・24、15・55、1932.10
- 65) 横浜市役所：『第26回横浜市統計書』、p.15・24、1933.10
- 66) 横浜市役所：『第27回横浜市統計書』、p.18・36、1934.7
- 67) 横浜市役所：『第23回横浜市統計書』、pp.657、663、1930.7
- 68) 文献63)、pp.15・22-15・23、15・60、15・53
- 69) 文献64)、p.15・23
- 70) 文献65)、p.15・23
- 71) 文献66)、p.18・35
- 72) 横浜市役所：『横浜市例規類集』、pp.293-294、1934
- 73) 文献4)、p.687
- 74) 文献4)、pp.376-378
- 75) 横浜市役所：『横浜市史II』、第1巻上、pp.33-34、1993.3
- 76) 東京府：『東京府史 府会篇』、第7巻、pp.654-657、663-665、669-672、1933.5
- 77) 文献1)、pp.586-587
- 78) 文献1)、pp.585-593
- 79) 東京都公文書館：『都史資料集成』、東京都生活文化スポーツ局、第7巻2、pp.459、476、478、2008.3
- 80) 文献1)、pp.640-643

(2013.4.5 受付)